



携帯電話用



スマートフォン用

マイナンバーの通知カード 氏名・住所の 書き換えなどはお早めに



マイナンバーの通知カードの発行が5月25日(月)(予定)で終了し、通知カードの再発行や、氏名・住所の書き換えも終了します。通知カードは発行終了後も使用できますが、最新の氏名・住所が記載されていない場合、マイナンバーを証明する書類として使用できません。再発行を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

氏名や住所を書き換える場合は、5月23日(土)までに、市役所1階市民課(土曜日は午後0時15分まで)、東部・西部出張所(平日のみ)で手続きしてください。本人または同一世帯員が手続きできます。

第4次子ども読書活動 推進計画を策定

子どもの読書活動を推進していくため、令和2年度から5年間を計画期間として、第4次小平市子ども読書活動推進計画を策定しました。また、市民意見公募(パブリックコメント)も行っています。

国民健康保険 変更・脱退などは届け出を

国民健康保険(国保)の加入や脱退などの変更をしたときは、届け出してください。加入の手続きが遅れると、国民健康保険税(国保税)をさかのぼって納めることとなります。また、その間の医療費が全額自己負担になります。脱退の手続きが遅れ、誤って国保の被保険者証を使って受診すると、国保が負担した医療費を後で返すことになり、国保税9529

届出が必要なとき	国保に加入する方	国保をやめる方	その他
<ul style="list-style-type: none"> 小平市に転入した(前住所で国保に加入していた) 生活保護を受けなくなった 国保加入世帯に子どもが生まれた 職場の健康保険をやめた ※職場の健康保険の被扶養者でなくなったときや、健康保険の加入者が75歳になり後期高齢者医療制度に移ったことに伴い、その被扶養者でなくなったときも届け出が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 小平市を転出する 職場の健康保険などに加入した 生活保護を受けることになった 死亡した 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で住所が変わった(転居) 氏名などに変更があった 保険証をなくした(再発行) 修学のため住所を離れる方がいる 住民票を移して施設入所をする方がいる 外国人の方で、在留期限を変更した 国保に加入していない世帯主が死亡した 	

表1 令和2年度・3年度の保険料率

均等割額	所得割額	年間保険料額
被保険者1人あたり 44,100円	賦課のもととなる所得金額※ × 8.72%	保険料額については100円未満切捨て (限度額 64万円)

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年中の総所得、山林所得、株式・長期(短期)譲渡所得などの合計金額から基礎控除額33万円を引いた額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

表2 均等割額、所得割額の軽減

均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下 被保険者全員の年収が80万円以下で、そのほかの所得がない場合	※7割	13,230円
上記以外	※7.75割	9,922円
基礎控除額(33万円)+(28万5千円×被保険者数)以下	5割	22,050円
基礎控除額(33万円)+(52万円×被保険者数)以下	2割	35,280円

※国により特例として実施されてきた総所得金額等の合計額が33万円以下の方の軽減は、8割または8.5割から見直されました。
・65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、さらに高齢者特別控除15万円を控除
・5割軽減と2割軽減の対象者を拡大

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額が軽減されます。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、資格取得から2年を経過する月まで均等割額5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。

審議会などの委員を募集
●第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画等検討委員会
小平市障がい者福祉計画、第六期小平市障害福祉計画、第二期小平市障害児福祉計画の策定について検討するため、検討委員を募集します。
●応募資格 市内在住の20歳以上で平日昼間の会議に出席できる方
●募集人数 10人
●任期 6月中旬から2年間
●報酬 1万2千円(日額)
●申込み 4月24日(金)まで(必着)に、「今チャレンジしたい、こたらいらのごみ減量アイデア」をテーマにした作文(800字程度)に住所、氏名、性別、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付・ファクシミリ・電子メール)で送付してください。
●問合せ 資源循環課(〒187-0003 1 小川東町5丁目19番10号) ☎042(346)9535、FAX042(346)9555、shingenjinkan@city.kodaira.lg.jp

●国民健康保険運営協議会
●特別支援教育総合推進計画(第一期)前期計画検討委員会
●社会教育委員の会議
●国土利用審議会
●国民健康保険運営協議会
●特別支援教育総合推進計画(第一期)前期計画検討委員会
●社会教育委員の会議
●国土利用審議会

◆令和2年度・3年度の保険料率を決定
保険料率が表1のとおり決定しました。7月に発送する保険料額決定通知書で確認してください。
※納付が年金からの引き落としの4月・6月・8月の保険料は、平成30年中の所得に基づき、仮に計算した額です。

◆保険料の軽減
所得が一定基準以下の方に対して保険料の軽減を実施していますが、軽減特例の一部が見直されました。詳しいお知らせは、7月に発送する保険料額決定通知書に同封する予定です(表2)。
※被扶養者、遺族年金・障害年金の受給者、無収入の方など、所得が不明な場合は、軽減が受けられないことがあります。対象者で、所得の申告をしていない場合は、税務課(市

◆コンビニエンスストアで保険料納付が可能に
令和2年度から後期高齢者医療保険料(普通徴収)をコンビニエンスストアで納付できます。コンビニエンスストアで納付する際は、領収証書とレシートを受け取ってください。
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9538

◆第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画等検討委員会
小平市障がい者福祉計画、第六期小平市障害福祉計画、第二期小平市障害児福祉計画の策定について検討するため、検討委員を募集します。
●応募資格 市内在住の20歳以上で平日昼間の会議に出席できる方
●募集人数 10人
●任期 6月中旬から2年間
●報酬 1万2千円(日額)
●申込み 4月24日(金)まで(必着)に、「今チャレンジしたい、こたらいらのごみ減量アイデア」をテーマにした作文(800字程度)に住所、氏名、性別、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付・ファクシミリ・電子メール)で送付してください。
●問合せ 資源循環課(〒187-0003 1 小川東町5丁目19番10号) ☎042(346)9535、FAX042(346)9555、shingenjinkan@city.kodaira.lg.jp

◆国土利用審議会
●国民健康保険運営協議会
●特別支援教育総合推進計画(第一期)前期計画検討委員会
●社会教育委員の会議
●国土利用審議会

◆令和2年度・3年度の保険料率を決定
保険料率が表1のとおり決定しました。7月に発送する保険料額決定通知書で確認してください。
※納付が年金からの引き落としの4月・6月・8月の保険料は、平成30年中の所得に基づき、仮に計算した額です。

◆保険料の軽減
所得が一定基準以下の方に対して保険料の軽減を実施していますが、軽減特例の一部が見直されました。詳しいお知らせは、7月に発送する保険料額決定通知書に同封する予定です(表2)。
※被扶養者、遺族年金・障害年金の受給者、無収入の方など、所得が不明な場合は、軽減が受けられないことがあります。対象者で、所得の申告をしていない場合は、税務課(市

◆コンビニエンスストアで保険料納付が可能に
令和2年度から後期高齢者医療保険料(普通徴収)をコンビニエンスストアで納付できます。コンビニエンスストアで納付する際は、領収証書とレシートを受け取ってください。
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9538

◆第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画等検討委員会
小平市障がい者福祉計画、第六期小平市障害福祉計画、第二期小平市障害児福祉計画の策定について検討するため、検討委員を募集します。
●応募資格 市内在住の20歳以上で平日昼間の会議に出席できる方
●募集人数 10人
●任期 6月中旬から2年間
●報酬 1万2千円(日額)
●申込み 4月24日(金)まで(必着)に、「今チャレンジしたい、こたらいらのごみ減量アイデア」をテーマにした作文(800字程度)に住所、氏名、性別、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付・ファクシミリ・電子メール)で送付してください。
●問合せ 資源循環課(〒187-0003 1 小川東町5丁目19番10号) ☎042(346)9535、FAX042(346)9555、shingenjinkan@city.kodaira.lg.jp

◆国土利用審議会
●国民健康保険運営協議会
●特別支援教育総合推進計画(第一期)前期計画検討委員会
●社会教育委員の会議
●国土利用審議会

7月5日(日)
東京都知事選挙
18歳から29歳までの投票立会人を募集
投票立会人とは、選挙の際に投票事務が公正に行われるよう投票所で立ち会う人のことです。政治や選挙に目を向ける良い機会となりますので、応募をお待ちしています。
対象 18歳・29歳(7月5日時点)の方
問合せ 都市計画課 ☎042(346)9554

◆令和4年または令和5年に生産緑地決定30年を迎える方に案内を発送
生産緑地で適用されている税制措置の継続に必要な、特定生産緑地の申請の案内を発送しました。6月30日(火)までに申請すると、12月ごろ指定します。
※詳しくは、案内または小平市ホームページをご覧ください。
問合せ 都市計画課 ☎042(346)9554

◆工業統計調査にご協力を
6月1日を基準日として、工業統計調査をします。4月下旬から5月にかけて、東京都知事任命の調査員が訪問します。
役所2階、東部・西部出張所で、住民税の申告をしてください。
◆コンビニエンスストアで保険料納付が可能に
令和2年度から後期高齢者医療保険料(普通徴収)をコンビニエンスストアで納付できます。コンビニエンスストアで納付する際は、領収証書とレシートを受け取ってください。
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9538

◆第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画等検討委員会
小平市障がい者福祉計画、第六期小平市障害福祉計画、第二期小平市障害児福祉計画の策定について検討するため、検討委員を募集します。
●応募資格 市内在住の20歳以上で平日昼間の会議に出席できる方
●募集人数 10人
●任期 6月中旬から2年間
●報酬 1万2千円(日額)
●申込み 4月24日(金)まで(必着)に、「今チャレンジしたい、こたらいらのごみ減量アイデア」をテーマにした作文(800字程度)に住所、氏名、性別、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付・ファクシミリ・電子メール)で送付してください。
●問合せ 資源循環課(〒187-0003 1 小川東町5丁目19番10号) ☎042(346)9535、FAX042(346)9555、shingenjinkan@city.kodaira.lg.jp

◆国土利用審議会
●国民健康保険運営協議会
●特別支援教育総合推進計画(第一期)前期計画検討委員会
●社会教育委員の会議
●国土利用審議会

7月5日(日)
東京都知事選挙
18歳から29歳までの投票立会人を募集
投票立会人とは、選挙の際に投票事務が公正に行われるよう投票所で立ち会う人のことです。政治や選挙に目を向ける良い機会となりますので、応募をお待ちしています。
対象 18歳・29歳(7月5日時点)の方
問合せ 都市計画課 ☎042(346)9554

◆令和4年または令和5年に生産緑地決定30年を迎える方に案内を発送
生産緑地で適用されている税制措置の継続に必要な、特定生産緑地の申請の案内を発送しました。6月30日(火)までに申請すると、12月ごろ指定します。
※詳しくは、案内または小平市ホームページをご覧ください。
問合せ 都市計画課 ☎042(346)9554

◆工業統計調査にご協力を
6月1日を基準日として、工業統計調査をします。4月下旬から5月にかけて、東京都知事任命の調査員が訪問します。
役所2階、東部・西部出張所で、住民税の申告をしてください。
◆コンビニエンスストアで保険料納付が可能に
令和2年度から後期高齢者医療保険料(普通徴収)をコンビニエンスストアで納付できます。コンビニエンスストアで納付する際は、領収証書とレシートを受け取ってください。
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9538

◆第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画等検討委員会
小平市障がい者福祉計画、第六期小平市障害福祉計画、第二期小平市障害児福祉計画の策定について検討するため、検討委員を募集します。
●応募資格 市内在住の20歳以上で平日昼間の会議に出席できる方
●募集人数 10人
●任期 6月中旬から2年間
●報酬 1万2千円(日額)
●申込み 4月24日(金)まで(必着)に、「今チャレンジしたい、こたらいらのごみ減量アイデア」をテーマにした作文(800字程度)に住所、氏名、性別、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付・ファクシミリ・電子メール)で送付してください。
●問合せ 資源循環課(〒187-0003 1 小川東町5丁目19番10号) ☎042(346)9535、FAX042(346)9555、shingenjinkan@city.kodaira.lg.jp

◆国土利用審議会
●国民健康保険運営協議会
●特別支援教育総合推進計画(第一期)前期計画検討委員会
●社会教育委員の会議
●国土利用審議会

◆報告や立会時間など、詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。
資料コーナー(市役所1階)、東部・西部出張所、小平市ホームページでご覧いただけます。なお、市政資料コーナー、図書館(分室を除く)、東部・西部出張所では販売もしています。
問合せ 仲町図書館 ☎042(344)7151

◆特定生産緑地
指定申請の案内を発送
◆令和4年または令和5年に生産緑地決定30年を迎える方に案内を発送
生産緑地で適用されている税制措置の継続に必要な、特定生産緑地の申請の案内を発送しました。6月30日(火)までに申請すると、12月ごろ指定します。
※詳しくは、案内または小平市ホームページをご覧ください。
問合せ 都市計画課 ☎042(346)9554

◆工業統計調査にご協力を
6月1日を基準日として、工業統計調査をします。4月下旬から5月にかけて、東京都知事任命の調査員が訪問します。
役所2階、東部・西部出張所で、住民税の申告をしてください。
◆コンビニエンスストアで保険料納付が可能に
令和2年度から後期高齢者医療保険料(普通徴収)をコンビニエンスストアで納付できます。コンビニエンスストアで納付する際は、領収証書とレシートを受け取ってください。
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9538

◆第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画等検討委員会
小平市障がい者福祉計画、第六期小平市障害福祉計画、第二期小平市障害児福祉計画の策定について検討するため、検討委員を募集します。
●応募資格 市内在住の20歳以上で平日昼間の会議に出席できる方
●募集人数 10人
●任期 6月中旬から2年間
●報酬 1万2千円(日額)
●申込み 4月24日(金)まで(必着)に、「今チャレンジしたい、こたらいらのごみ減量アイデア」をテーマにした作文(800字程度)に住所、氏名、性別、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付・ファクシミリ・電子メール)で送付してください。
●問合せ 資源循環課(〒187-0003 1 小川東町5丁目19番10号) ☎042(346)9535、FAX042(346)9555、shingenjinkan@city.kodaira.lg.jp

◆国土利用審議会
●国民健康保険運営協議会
●特別支援教育総合推進計画(第一期)前期計画検討委員会
●社会教育委員の会議
●国土利用審議会